

会議結果報告書

1 会議の名称

平成 24 年度第 1 回光市放置自動車対策協議会

2 開催日時

平成 24 年 4 月 17 日（火）午前 10 時から 10 時 50 分まで

3 開催場所

光市役所 3 階大会議室 2 号

4 出席人数

委員 9 名（欠席者 1）、行政関係者 3 名 計 12 名

5 公開、一部非公開

原則公開

6 会議録（内容の要約）

（1）開会

（2）委嘱状交付

市長が各委員 1 名ずつ委嘱状を交付。10 名中 9 名に手渡し（1 名欠席）

（3）市長あいさつ

皆様、おはようございます。

ただいま委嘱状をお渡しいたしました。快く委嘱をお受けになりまして、本当にありがとうございました。また、平素から皆様方におかれましては、光市の行政に関して大変なご尽力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、平成 17 年に施行された自動車リサイクル法に則って、様々な取り組みがなされたわけではありますが、推移を見てみますと、本当に多くの自動車があったんだな、というふうに思っています。最初は、私がまだ議会にいたときであります。確認しただけで 67 台もあったということをお聞きしまして、それがわずかの間に 2 台にまで激減をしたということでございます。これはやはり、自動車リサイクル法という法律ができたことが大きいわけではありますが、こういう協議会で皆様方のご意見をお伺いしながら、行政側として粘り強い指導、こういうものをした結果だと思っております。そういう意味では、こういう協議会の存在意義というものが、本当に大きなものだと思っております。

皆様方には、今後どうしたら予防できるか、そういう観点までお話を頂きまして、私たちの指針とさせていただくつもりでありますので、是非皆様方の忌憚のないご意見をお伺いいたしたいというふうに思います。

今日はまた、会長様も選ばれるところではありますが、是非、皆様方の総意で、絶対に自動車を放置させないんだ、という意思をご確認いただきたいというふうに思います。今から委員としてご活躍をお願いするわけではありますが、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(4) 委員の紹介

席順に事務局が紹介する。

(5) 議事

ア 会議の成立

出席者数は委員 10 名中 9 名で過半数に達しており、本会議が成立していることを報告。

イ 会長の選出

条例施行規則第 3 条の規定に基づき、会長の選出を行う。

委員からの提案はなく、事務局より提案。委員の拍手をもって承認される。

ウ 会長あいさつ

それでは、平成 24 年度第 1 回の放置自動車対策協議会の発足でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私は、本協議会発足当時から委員を務めさせていただいております。忘れもしませんが、一番最初に放置自動車を虹ヶ浜海岸から病院駐車場まで確認して回ったのは雨の日でございました。傘を差しながら回った覚えがあります。その当時は 67 台の放置自動車があるということで、これらを対策を立てて、撤去していくのは大変なことだなと思った覚えがございます。

それから 6 年間たちましたが、委員の皆様、市当局のご尽力によりまして今の公共の土地における放置自動車は無い状態だということになっております。これをずっと続けていかなければ意味がありません。そのために今日の委員会が立ち上がったのだらうと思っております。

私たちの光市は、三つの大きな宣言をしているまちでございます。おっぱい都市宣言、自然敬愛都市宣言、安心安全のまち宣言ということでございますが、その中で自然敬愛都市宣言として、やはり私たちのまちが、いつまでもきれいであるように、いつまでも魅力のあるまちであるように、ということで、そのなかで放置自動車という様な目障りになるようなものがあってはならないということを目指してずっとやっていきたいと思っております。

本年からまた2年間の委員の皆様にご期待をしまして、どうぞよろしくお願いいたします。

エ 職務代理者の指名

条例施行規則の規定により、職務代理者は会長が指名する。

オ 光市放置自動車対策における報告と廃物判定基準について

事務局より説明（資料は別紙）

- ・ 放置自動車対策協議会について
設置の経緯、協議会の役割、開催時期、任期の説明
- ・ 放置自動車処理状況の推移
平成18年10月から平成23年12月まで延べ92台の放置車両が確認。現在すべて撤去されている。
- ・ 放置自動車廃物判定基準
- ・ 放置自動車の処理フロー
- ・ 条例及び施行規則について

カ その他

会長より、放置自動車だけではなく、環境問題などに関して委員の意見を伺う。

（委員より意見）

- ・ 県内の他の都市の放置車両についても激減している。協議会を開かない市もある。また、個人の土地に放置された車両について、裁判所からの撤去命令の数も減少している。
- ・ こういった条例や協議会があるということ意識して、自分にできることをやっていきたいと思う。
- ・ 放置自動車の会議には初めて参加したが、放置車両が無くなったというのは素晴らしいことだと思う。仕事上、事故車そのまま放置されているというような問題があり、なかなか処分できないような状況もあるが、いい方法があれば考えていきたい。
- ・ リサイクル法が出来てから、リサイクル料金を払わないと車検が出来なくなった、また、新車の購入時にもリサイクル料を払うようになったため、処分がずいぶん簡単になった。周南地区として、放置されるような車はだいぶ少なくなっているように思う。こういった会ができたおかげで、放置自動車が少なくなったことは嬉しい。
- ・ 最初、本当に撤去が実現するのかと思っていたが、病院をはじめ、放置自動車が撤去出来て本当に良かったと思う。このまま、放置車両のゼロが続けばいいなと思う。
- ・ 虹ヶ浜にも放置自動車がたくさんあったが、市民の一人として処分さ

れたのは本当に良かったと思う。

- ・最初に見せていただいた放置自動車が0になっているのは本当に素晴らしいことだと思う。

(委員より質問)

- ・今市内のあちこちで家電などの回収場所みたいなものがあるが、あれはどのようなものなのか。

(事務局より回答)

- ・環境事業課の担当になるが、あれは廃物ではなく、商品として業者が受け取って、海外などへ送っているようです。それを取り締まる法律等はなく、業者も土地を借りたりして行っているため、行政としては何も言えません。

(6) 開会